

2025年度 環境保全計画書

1、環境保全に関する基本方針

環境基本理念

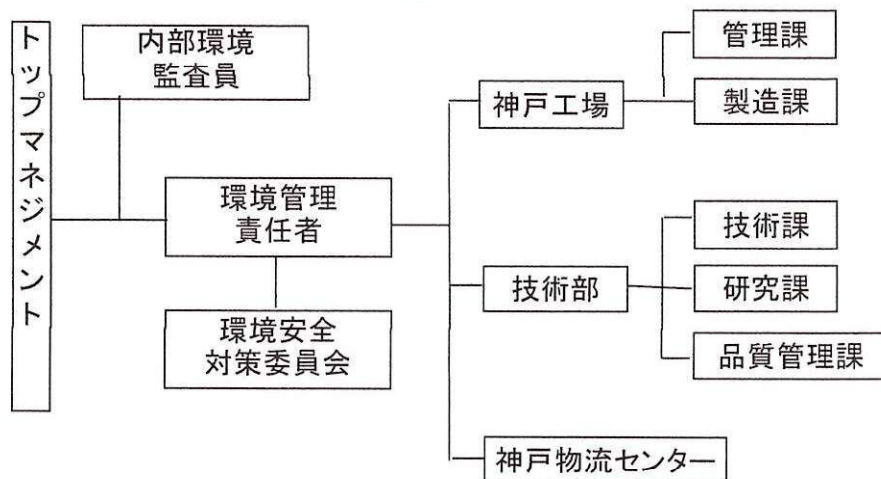
潤滑油のメーカーとして、地球環境保全と地域社会に調和した事業活動を推進するために、環境保全への取組みを事業活動の最重要課題の一つとする。

環境行動方針

- (1) 神戸サイトの全ての事業活動及び社員行動を通じ、常に環境の保全と向上に努める。
- (2) 環境に関する法規、協定、その他要求事項を順守し、可能な場合は自主基準を設定し、維持改善に努める。
- (3) 環境汚染、土壌汚染の予防に努め、環境目的及び目標を設定して環境保全活動を推進する。
- (4) 省エネルギー活動を推進し、廃棄物の削減と資源の有効利用に努める。
- (5) 環境に配慮した製品の開発に努める。
- (6) 環境に影響のある化学物質の適正な管理に努める。
- (7) 地域とのコミュニケーションを図るとともに、環境方針を全従業員に周知徹底する。

2、環境に関する組織の現況

神戸サイトの環境管理体制は次の通りとする。



3、2025年度 重点取組目標

	分野	目標	活動計画
1	環境マネジメントシステムの維持改善	ISO14001認証継続	内部監査を含めた運用と活動を継続する
カーボンニュートラルの推進			
2	温室効果ガスの抑制	神戸工場内のCO2発生量を2013年度比5%削減(95%以下に)する	省エネルギーの推進に向けた各施策を実施する
3	省エネルギーの推進	神戸工場における電気使用量を2013年度比5%削減(95%以下に)する	不要な照明の消灯を徹底する
			省エネ型照明に取替える
			空調の温度管理を徹底する
4	省エネルギーの推進	神戸工場におけるガス使用量を2013年度比5%削減(95%以下に)する	蒸気加熱設備におけるスチームトラップ、保温材等の管理を徹底する
			運転温度の適正管理を徹底する
			蒸気配管の系統見直し、及びバルブ数の増加により不要な加熱箇所を減らす
5	土壌汚染防止	油漏洩による土壌汚染を発生させない	油取扱管理手順書を遵守した作業を徹底する
			液面警報を増設する
			緊急事態対応訓練を実施する
6	廃油・廃棄物の適正処理・減量	廃棄物を適正に処理し、リサイクル可能品については分別を徹底する	廃油・廃棄物の分別を徹底する
			町内廃品回収へ協力する
7	環境に配慮した製品の開発	環境に配慮した製品を開発する	環境に配慮した製品を開発する
		購入品のグリーン調達を実施する	購入品のグリーン調達を実施する
8	環境影響物質の管理	環境物質の数量管理を実施する	取り扱った数量を管理する
9	自動車対策	マイカー通勤をしないようにする	社員のマイカー通勤を原則禁止する
		構内における車輛事故を防止する	構内速度10km/h以下を徹底する
10	従業員教育	全員従業員が環境教育を受講する	教育を実施する
11	地域社会への参画	地域の環境保全活動への社員参加	各種清掃活動へ参加する
12	プラスチックの資源循環促進	プラスチック製パレットの再利用	プラスチック製パレットをできるだけ再利用する

前年度(2024年度)における神戸工場内のCO2発生量

電気	使用量 × CO2排出係数	
	=	270,819 kwh × 0. 356kg/kwh
	=	96,953 kg
都市ガス	使用量 × 単位発生量 × CO2排出係数	
	=	48,670 m3 × 45MJ/m3 × 0. 0513kg/MJ
	=	112,355 kg
燃料油(A重油)	使用量 × 単位発生量 × CO2排出係数	
	=	5,000 L × 39. 1MJ/L × 0. 0693kg/MJ
	=	13,548 kg
合計	222,856 kg	
基準年度比	96.89 %	

基準年度(2013年度)における神戸工場内のCO2発生量

電気	使用量 × CO2排出係数	
	=	299,387 kwh × 0. 358kg/kwh
	=	107,181 kg
都市ガス	使用量 × CO2排出係数	
	=	43,996 kwh × 0. 356kg/kwh
	=	101,565 kg
燃料油(A重油)	使用量 × 単位発生量 × CO2排出係数	
	=	7,850 L × 39. 1MJ/L × 0. 0693kg/MJ
	=	21,271 kg
合計	230,017 kg	

4、公害防止対策に係る計画

①大気汚染防止対策

- 「大気汚染防止法」及び「兵庫県環境の保全と創造に関する条例」等の法令を遵守する。
- ガス焚小型ボイラー2基の適性な維持管理と運転を行い、排出基準を遵守する。

②水質汚濁防止対策

- 「下水道法」及び「神戸市下水道条例」等の法令を遵守する。
- 除害施設の適正な維持管理を行い、排出基準を遵守する。
- 下記の頻度で施設出口で排水水質を採取し、目標値の遵守状況を確認する。

監視対象	測定頻度	社内目標値	法令基準
水素イオン濃度 (pH)	2回以上／運転日(社内) 1回／月(社外)	5.2～8.8	5～9
ノルマルヘキサン抽出物含有量	1回／月(社外)	5.0mg/L以下	5.0mg/L以下

③騒音・振動防止対策

- 「騒音・振動規制法」及び「兵庫県環境の保全と創造に関する条例」等の法令を遵守する。
- 近隣に影響を及ぼさないよう配慮すると共に
 - ・毎日のパトロールで騒音・振動を監視する。
 - ・新規設備を導入する場合は、騒音・振動防止に配慮する。

④産業廃棄物対策

- 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の法令を遵守し、廃棄物の適正処理を行う。
- 廃棄物の発生量を抑制すると共に、再利用を促進する。